

川崎市立学校体育館等空調整備方針策定支援委託  
公募型プロポーザル技術提案書評価基準

## 1 評価項目等について

表 1 標準評価項目一覧表

評価分類			評価項目
実績群	(様式5-①)	管理技術者	・類似業務実績
	(様式5-②)	担当技術者	
提案内容群	課題1 (様式6)	業務の実施体制及び 実施方針・手法	・業務実施体制の妥当性
			・業務実施方針・手法の妥当性
	課題2 (様式7)	課題に対する提案	・現状及び課題に対する理解力
			・課題に対する解決策の提案
見積金額群	任意の書式	見積金額	・上限額に対する見積金額
			・見積金額の妥当性

課題1 川崎市立学校体育館等空調整備方針策定支援委託の実施体制及び実施方針・手法について

課題2 体育館空調設備整備方針策定に向けた各業務における検討手法について

## 2 評価及び事業者選定方法

- (1) 実績群の評価項目については3段階評価を行う。提案内容群の評価項目については4段階評価又は3段階評価を行う。
- (2) 評価は、選定委員全員の合議により行い、当該業務に最も適した事業者を選定する。
- (3) 評価項目のうち1項でも最低点(0点)があった事業者は選定しない。
- (4) 評価点の合計が同点となった場合は、出席した選定委員会の多数決により過半をもって選定する。可否同数のときは委員長が決する。

### 3 評価の視点

各評価項目については、以下の視点を参考に評価する。

#### (1) 実績群

##### ・予定技術者の類似業務実績

技術者の業務実績を、「管理技術者の経歴及び業務実績等（様式5-①）、担当技術者の経歴及び業務実績等（様式5-②）」に基づき、総合的に評価する。

##### ○管理技術者及び担当技術者

当該業務を実施する上で優れた実績があると評価できる	10点
当該業務を実施する上で十分な実績があると評価できる	5点
当該業務を実施するための実績としては疑問がある	0点

#### (2) 提案内容群

##### 課題1 川崎市立学校体育館等空調整備方針策定支援委託の実施体制及び実施方針・手法について

##### ・業務実施体制の妥当性

業務実施体制の妥当性を、「業務の実施体制及び実施方針・手法（様式6）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で特に優れた実施体制であると評価できる	15点
当該業務を実施する上で優れた実施体制であると評価できる	10点
当該業務を実施する上で適当な実施体制であると評価できる	5点
当該業務を実施するための実施体制としては疑問がある	0点

##### ・業務実施方針・手法の妥当性

業務実施方針・手法の妥当性を、「業務の実施体制及び実施方針・手法（様式6）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で特に優れた実施方針・手法であると評価できる	15点
当該業務を実施する上で優れた実施方針・手法であると評価できる	10点
当該業務を実施する上で適当な実施方針・手法であると評価できる	5点
当該業務を実施するための実施方針・手法としては疑問がある	0点

## 課題2 体育館空調設備整備方針策定に向けた各業務における検討手法について

### ・業務実施に対する提案

業務実施に対する提案がなされているかを「業務実施に対する提案（様式7）」に基づき、実現性を踏まえ、総合的に評価する。

#### ①体育館空調設備整備における事業費の積算（令和7年9月上旬まで）

業務を実施する上で特に優れた提案であると評価できる	10点
業務を実施する上で優れた提案であると評価できる	8点
業務を実施する上で適当な提案であると評価できる	6点
業務を実施するための提案としては疑問がある	0点

#### ②体育館空調設備整備にあたっての断熱性能の検証（令和7年9月上旬まで）

業務を実施する上で特に優れた提案であると評価できる	10点
業務を実施する上で優れた提案であると評価できる	8点
業務を実施する上で適当な提案であると評価できる	6点
業務を実施するための提案としては疑問がある	0点

#### ③体育館空調設備整備における事業手法の検討整理（令和8年1月上旬）

業務を実施する上で特に優れた提案であると評価できる	10点
業務を実施する上で優れた提案であると評価できる	8点
業務を実施する上で適当な提案であると評価できる	6点
業務を実施するための提案としては疑問がある	0点

### (3) 見積金額群

#### ・上限額に対する見積金額

上限額に対する見積金額について、絶対的に評価する。

上限額に対して見積金額が優れていると評価できる	5点
上限額に対して見積金額が適当であると評価できる	3点
見積金額が上限額を超過している	0点

#### ・見積金額の妥当性

提出された見積金額について、提案内容と妥当性があるかを総合的に評価する。

見積項目や金額に妥当性があり、適正な見積金額であると評価できる	5点
見積項目や金額に妥当性が無く、見積金額としては疑問がある	0点